

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清 伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年2月26日午後2時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名
2. 出 席 委 員 17名にしてその氏名は次のとおり
1 番 沼部 清伸 2 番 高橋 誠一 3 番 高橋 善一
4 番 船山 利美 5 番 安達 芳紀 6 番 小野 博
7 番 遠藤 敬一 8 番 佐藤 一志 9 番 浅野 厚司
10番 高橋 隆 11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一
13番 大河原 清 14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一 17番 黒澤 ちよ子
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事 務 局 長 小関 宏司
同 上 事務局長補佐 大坂 登啓
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
4. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報 第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 確 第1号 農地法第4条の規定による農地転用制限例外的確認について
日程第6 議 第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議 第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議 第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9 議 第7号 非農地証明願に対する可否について
日程第10 議 第8号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第11 議 第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に係る意見決定について

5. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時30分）

平成30年2月19日南農委告示第2号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は17名全員であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

17番黒澤ちよ子委員、2番高橋誠一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 17番 黒澤ちよ子 委員
2番 高橋 誠一 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとするに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外4筆 畑 合計2,226㎡を所有権移転のため合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆 畑 合計1,365㎡を所有権移転のため合意解約するものです。

大坂事務局長補佐 3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外10筆 田5,362.61㎡、畑1,473㎡ 合計6,835.61㎡を賃貸人の都合により合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲畑 185㎡を賃貸人の都合により合意解約するものです。

5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲田 1,290㎡を第三者へ売買するため合意解約するものです。

議長（沼部会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） なしの声がありますので、報第2号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第5確第1号「農地法第4条の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました確第1号「農地法第4条の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものがあります。ご審査のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が ▲▲字▲▲田 190㎡を農機具格納庫等として利用するため願出があったものです。

議長（沼部会長） ここで現地確認について5番安達芳紀委員より報告をお願いします。

5番（安達芳紀委員） 2月19日に舩山利美委員と私と大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） これより審議に入りますが、この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する案件でありますので、ここで10番高橋隆委員の退席を求めます。

…………10番高橋隆委員退席（ときに午後2時37分）…………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

…………なしの声…………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り確認することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長）

……………全員挙手……………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り確認することに決しました。

…………… 10 番高橋隆委員復席（ときに午後 2 時 8 分）……………

議長（沼部会長）

次に日程第 6 議第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第 3 条の規定により本委員会に対し、所有権移転 10 件、賃貸借権設定 11 件、合計 21 件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第 3 条第 2 項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■が労力不足のため規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲外 5 筆 畑 合計 2,286 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。
2 番につきましては、■■■■が労力不足のため規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲外 1 筆 畑 合計 1,365 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。
3 番につきましては、■■■■が労力不足のため規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲外 2 筆 畑 合計 574 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、■■■■が贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲外15筆 田5,634.61㎡ 畑2,406㎡ 合計8,040.61㎡について所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、■■■■が労力不足のため利便性の向上を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲外2筆 畑 合計334㎡ について所有権移転したい旨の申出があったものです。

6番につきましては、■■■■が贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 66㎡ について所有権移転したい旨の申出があったものです。

7番につきましては、■■■■が贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 34㎡ について所有権移転したい旨の申出があったものです。

8番につきましては、■■■■が贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 36㎡ について所有権移転したい旨の申出があったものです。

9番につきましては、■■■■が労力不足のため規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 田 1,290㎡ について所有権移転したい旨の申出があったものです。

10番につきましては、■■■■が労力不足のため 規模拡大を図りたい ■■■■に、▲▲字▲▲外1筆 畑 合計2,241㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。

11番につきましては、■■■■が労力不足のため 規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲外1筆 畑 合計442㎡について、賃借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は10年間で金納となっております。

12番につきましては、■■■■が労力不足のため 規模拡大を図りたい■■■■に▲▲字▲▲外6筆の畑 合計1,065㎡について、賃借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は10年間で、金納となっております。

13番につきましては、■■■■が労力不足のために、規模拡大を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲外1筆 畑 合計1,457㎡ について賃借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は、10年間で金納となっております。

14番につきましては、■■■■が労力不足のため利便性を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲外2筆 田 合計3,691㎡について賃借権を設定したい旨申出があったものです。契約は5年で金納となっております。

15番につきましては、■■■■が労力不足のため規模拡大を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲外4筆 田 合計5,736㎡について賃借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は5年間で金納となっております。

大坂事務局長補佐

16番につきましては、■■■■が労力不足のため規模拡大を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲外1筆 田 1,475 m² 畑 678 m² 合計 2,153 m²について貸借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は10年間で金納になっております。

17番につきましては、■■■■が促進法から農地法へ変更したい■■■■へ▲▲字▲▲外4筆 田 合計7,837 m²について貸借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は5年間で金納になっております。

18番につきましては、■■■■が労力不足のために、規模拡大を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲ 畑 1,239 m²について貸借権設定したい旨の申出があったものです。契約は10年間で、金納になっております。

19番につきましては、■■■■が労力不足のために、規模拡大を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲外6筆 畑 合計5,336 m²について貸借権設定したい旨の申出があったものです。契約は3年間で、金納になっております。

20番につきましては、■■■■が労力不足のために、規模拡大を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲外4筆 畑 合計5,832 m²について貸借権設定したい旨の申出があったものです。契約は10年間で、金納になっております。

21番につきましては、■■■■から法人へ貸付のために、新規就農の■■■■へ▲▲字▲▲ 田 7,361 m²を貸借権設定したい旨の申出があったものです。契約は5年間で金納になっております。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長）

初めに議第4号1番、2番、3番の現地調査について12番島崎栄一委員より報告をお願いいたします。

12番
（島崎栄一委員）

1番2番は果樹が植えてあります。3番雪に覆われていますが、雪がない時期に通った際には、周辺農地に影響はないと確認しています。

議長（沼部会長）

次に4番の現地調査については、私の担当地区でありますので、報告いたします。

1番
（沼部清伸委員）

田は転作地として、畑は普通畑として耕作しています。田は年2回草刈がされていて、畑は野菜を植えているところと、草刈して管理しているところありますが、周辺農地に影響がないように管理してあります。

議長（沼部会長）

次に5番、9番、17番の現地調査について3番高橋善一委員より報告をお願いいたします。

3番
（高橋善一委員）

雪で確認できませんでしたが、把握している農地で、すべてが耕作されており、周辺に影響はありません。

- 議長（沼部会長） 次に6番、7番、8番の現地調査について9番浅野厚司委員より報告をお願いいたします。
- 9番（浅野厚司委員） 冬季のため、見えませんが、この土地は去年の農地パトロールの際に確認した場所で、すべて耕作されており、周辺の農地には影響ありません。
- 議長（沼部会長） 次に10番、16番の現地調査について2番高橋誠一委員より報告をお願いいたします。
- 2番（高橋誠一委員） 冬季のため現地は確認できませんでしたが、現地に詳しい方に確認したところ、周辺農地に影響はないとのことでした。
- 議長（沼部会長） 次に11番、15番の現地調査について5番安達芳紀委員より報告をお願いいたします。
- 5番（安達芳紀委員） 11番は年数経った露地のぶどう園で雪の中でも管理されていました。15番は雪で確認できませんでしたが、現地に詳しい方に聞いたところ、すべて耕作され周辺農地に影響ないことを確認しました。
- 議長（沼部会長） 次に12番、13番、18番、19番、20番の現地調査について14番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。
- 14番（大武伸彦委員） 冬季間のため、現地は確認できませんでしたが、地区の方に聞いたところ、問題ないとのことでした。
- 議長（沼部会長） 次に14番、21番の現地調査について16番本間仁一委員より報告をお願いいたします。
- 16番（本間仁一委員） 冬季間のため、現地は確認できませんでしたが、14番は私のとおりですので耕作しているのを確認しております。21番は毎年農道の管理などで近くにいくことがあり、耕作されて周辺に影響はありません。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が2名おりますので分割して審議したいと思えます。
これにご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………
- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。
- 議長（沼部会長） 始めに議第4号10番の案件について審議いたします。
ここで、3番高橋善一委員の退席を求めます。

…………… 3 番高橋善一委員退席（ときに午後 2 時 5 2 分）……………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可することが
妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 許可することが全員と認めます。
よって本案件は申請どおり許可することに決しました。
ここで、3 番高橋善一委員の復席を求めます。

…………… 3 番高橋善一委員復席（ときに午後 2 時 5 3 分）……………

議長（沼部会長） ここで、議長を島崎栄一会長職務代理に交代したいと思います。
……………島崎会長職務代理者、議長席へ移動……………

議長（島崎会長代理） 議長を交代いたしました。

議長（島崎会長代理） それでは、議第 4 号 2 1 番の案件について審議いたします。
ここで、1 番沼部清伸委員の退席を求めます。

…………… 1 番沼部清伸委員退席（ときに午後 2 時 5 4 分）……………

議長（島崎会長代理） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（島崎会長代理） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可することが
妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（島崎会長代理） 許可することが全員と認めます。
よって本案件は申請どおり許可することに決しました。
ここで、1 番沼部清伸委員の復席を求めます。

…………… 1 番沼部清伸委員復席（ときに午後 2 時 5 5 分）……………

議長（島崎会長代理） ここで、議長を沼部会長に交代いたします。
ありがとうございました。

議長（沼部会長） 議長を交代しました。

議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより議第4号の10番、21番を除く案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

12番
（島崎栄一委員）
議長（沼部会長） 暫時、休憩をお願いします。
それでは暫時休憩します。（ときに午後2時56分）

議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午後2時58分）

議長（沼部会長） 他に本案件について、質疑意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第7議第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第4条第1項の規定により本委員会に対し1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 ■■■■さんより、▲▲字▲▲ 畑 213㎡ に住宅を建築するために、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地となっておりますが既存敷地の拡張の例外規定のため転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

- 議長（沼部会長） ここで現地確認について5番安達芳紀委員より報告をお願いします。
- 5番
（安達芳紀委員） 2月19日に舩山利美委員と私と大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。申請地の一部に庭木が植栽されており、県の調査で指摘をうける可能性があるということで、始末書を提出いただくこととし、本日提出された書類を確認いたしましたことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） これより審議に入りますが、この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する案件でありますので、ここで11番錦郡昌之委員の退席を求めます。
- …………… 11番錦郡昌之委員退席（ときに午後3時00分） ……………
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
ここで、11番錦郡昌之委員の復席を求めます。
- …………… 11番錦郡昌之委員復席（ときに午後3時01分） ……………
- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し4件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がりましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲外1筆地目 畑 合計 371 m²を所有権移転し、駐車場と資材置場にするために申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地となっておりますが周辺に非農地または、第3種農地がないため転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

2 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲ 地目 畑 163 m²を所有権移転し、アパートを建築するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地となっておりますが、集落接続の例外規定により転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

3 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲外1筆地目 畑 合計 297.32 m²を一時転用し駐車場として利用しするために申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断できますが、一時転用のため転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。なお、再申請になります。

4 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲ 地目 畑 40 m²を店舗用地の通路として利用するために申請があったものです。

当該地は、農用区分第3所種農地と判断でき転用目的も問題なく許可要件満たすと考えます。

議長（沼部会長）

ここで現地確認について5番安達芳紀委員より報告をお願いします。

5 番
（安達芳紀委員）

2月19日に船山利美委員と私と大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより議6号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第7号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第7号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲外1筆 登記地目が畑 合計340㎡が、昭和47年より宅地として使用し、現在に至っているものです。耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について5番安達芳紀委員より報告をお願いします。
- 5番（安達芳紀委員） 2月19日に舩山利美委員と私と大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第10議第8号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第8号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年2月14日付け農第765号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて4件の賃借権設定による、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

1番につきましては、■■■■と、公益財団法人 やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲、4, 442㎡外5筆、合計9, 942㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

2番につきましては、■■■■と公益財団法人 やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲、330㎡外13筆、合計5, 904. 84㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

3番につきましては、■■■■と公益財団法人 やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲、267㎡外5筆 合計2, 638㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

4番につきましては、■■■■と、公益財団法人 やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲、1, 239㎡ 外3筆、合計3, 138㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第11議第9号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第9号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成30年2月15日付け農第770号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。
区域名は全域、借受者は、■■■■外3名、貸付者は、■■■■外3名で、▲▲字▲▲、172㎡外29筆、合計 21,622.84㎡について、賃貸借契約するもので、契約期間は、平成30年4月25日から、平成40年2月29日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（沼部会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………
議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手願います。

……………全員挙手……………
議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年2月19日付け南農委告示第2号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後3時16分)